

A社：大阪市西区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（物件マニアHungry）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成27年9月7日に情報登録後、同年9月末に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成28年1月28日まで広告。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 水道代及び火災保険料の欄に何ら記載せず、いずれの費用も不要であるかのように表示
⇒ 水道代（月額固定）及び火災保険料が必要。

■ 必要表示事項違反

- ◎ 次回の更新予定日不記載。

B社：大阪市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（YAHOO!不動産）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

- ◎ 平成28年1月18日に情報公開し、10階部分の住戸を取引するかのように表示
⇒ 10階部分は1001号室と1002号室の2住戸が存在するが、1001号室は平成27年3月1日に契約済みで取引不可。また、1002号室は平成28年2月末に退去予定であったが、賃料、管理費、礼金、専有面積等、まったく異なるものであり、同一性が認められない。

■ 取引条件の不当表示（1002号室）

- ◎ 「賃料：3万円」 ⇒ 賃料7.7万円
- ◎ 「管理費：0.8万円」 ⇒ 管理費0.85万円
- ◎ 「礼金：なし」 ⇒ 礼金は賃料の2か月分
- ◎ 「保険 なし」 ⇒ 火災保険料1.5万円（2年間）

■ 取引内容の不当表示（1002号室）

- ◎ 「専有面積 33.39㎡」 ⇒ 専有面積28.35㎡

C社：大阪府門真市所在 免許更新回数（4）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（YAHOO!不動産）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成27年6月17日に情報公開後、同年10月11日に申込済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成28年1月25日まで広告。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 保証会社と賃貸保証委託契約の締結を必要とする旨及び保証料不記載。

D社：兵庫県伊丹市所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（ホームズ）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成27年9月21日に情報登録後、同年12月末に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成28年2月4日まで広告。

E社：神戸市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（スマイティ）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成28年2月29日時点の広告について、平成27年9月から情報登録し、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成22年5月14日に契約済みで取引不可であった。

■ 表示基準違反

- ◎ 「取引態様 一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不記載。

F社：神戸市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（スマイティ）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

- ◎ 平成28年3月4日時点の広告について、その前日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成22年5月14日に契約済みで取引不可であった。
- ◎ 平成28年2月28日を情報登録日とし、2階部分の2000号室の住戸を取引することができるかのように表示
 - ⇒ 2階部分の住戸は201号室から211号室までであり、2000号室という住戸は存在せず、また、少なくとも平成27年10月以降、2階部分で入居者を募集していた住戸は存在しない。

■ 表示基準違反

- ◎ 「取引態様 一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不記載（2件）。

G社：神戸市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（スマイティ）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成28年3月4日時点の広告について、同年2月28日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年1月18日に契約済みで取引不可であった。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「賃料6.5万円」 ⇒ 賃料7.5万円

■ 表示基準違反

- ◎ 「取引態様：一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不記載。

H社：大阪市港区所在 免許更新回数（2）

《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（SUUMO・Century 21）

賃貸住宅2物件（同一物件）

■ おとり広告

- ◎ 平成28年3月3日時点の広告について、SUUMOのサイトでは平成28年2月27日を情報更新日とし、また、Century 21のサイトでは広告日を情報登録日として取引可能である旨を表示していたが、当該物件は平成27年9月20日に契約済みで取引不可であった。

■ 表示基準違反

- ◎ コンビニ、病院、警察署等の施設を表示 ⇒ 物件までの道路距離不記載（2件）。